高齢者ご本人の思いを大切にし、関わる人がつながりながら在宅生活を支える、医療と介護の情報共有ツール

「釧路市つながり手帳」をご利用ください

問合先 市役所介護高齢課高齢福祉担当 (23-5185)

つながり相談(市立釧路総合病院地域医療連携相談室内囮41-6262)、またはお近くの地域包括支援センターへ



- ●つながり手帳は、病気の状況やお体の状態、介護サービスの利用内容などを記入しているもの です。病院や介護サービス事業所など、関わる方に提示することで、現在の状態を的確に伝え ることができます。
- ●診察券、各種保険証、お薬手帳、関係者の名刺を入れるポケットなども付属されています。



対象 40歳以上の釧路市民で

- ①医療と介護の両方を必要とする方
- ②慢性疾患で在宅療養中の方(現在介護保険を利用して いない場合も対象となります)
- ※その他、ご本人の希望や、関係者が手帳の交付を適当 と判断した場合も対象となります



《市民の皆さんへ》

- ・つながり手帳をご希望の方は、通院中の医療機関または担当ケアマネジャーへご相談ください。
- ・すでに手帳をお持ちの方は、病院や薬局、介護サービス事業所等に行く際や、ケアマネジャー、訪問看護、ホームヘルパー等が自宅を 訪問した際に手帳をスタッフへご提示ください。
- ・市役所窓口での配布は行っていません。また、ご本人の健康記録のための手帳ではありませんので、ご了承ください。

釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業

~あなたや家族の 「もしもの時」 のために~



市では、高齢化や「親亡き後」の心配(もしもの時)を解消し、重度の障がいのある方の地域生活を 支援する「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業」を実施しています。

「もしもの時」ってどんな場合?

「もしもの時」とは、自宅で生活する重度の障がいをお持ちの方が、家族の急な入院などにより、 生活が続けられなくなった状況などを言います。「もしもの時」に不安のある方や、事業に関する 質問や不明な点がある方は下記までご相談ください。



相談から緊急時の対応まで ※短期入所:短期間、グループホームなどに宿泊し、食事や入浴等の支援を受けられる障害福祉サービスです。













「もしもの時」の相談に関することは…

釧路市障がい者基幹相談支援センター(圓38-1181)



地域生活支援拠点等事業へのお問い合わせは…

市役所障がい福祉課(231-4537)

